

拜啓時下愈御多祥被爲渡奉賀候

陳者今回弊所東京工場に於て爭議相起り遂に罷業を行ふに至り尊慮を煩はし候事誠に恐縮の至に奉存候左に事件の真相を闡明し経過の大要を御報告申上度存候

弊所は現下財界不況に際し仕事量の減少による從業員の手空きを調節する方法に就ては大に苦慮する處あり此際人員の整理の如きは極力之を避けんこし止むを得ず先般來手空工人に對し常用日給全額を給與して歸休せしむることを實行し一方鶴見工場に移轉の準備を進めて鋭意苦境の打開に努力罷在候次第に有之候

然るに東京工場工人中一部過激思想を有する工人は上述の如き會社の苦衷を顧ることなく全從業員の代表と稱し本月十日十二項に亘る要求を嘆願書として提出し來り候弊所はこの嘆願に對し誠意を以て之に應すべく十二日從業員代表に面會して各項につき疑義を質し追て回答を爲すべき旨を言明したるにも拘らず工人等は一部の煽動に依り早計にも突如十三日朝より總罷業に入りたるものに有之同日午後に至り更に十六項目に亘る要求書を提出したるに依り直ちに左の回答を與へたる次第に有之候

要求ニ對スル回答事項

- 一、絕對ニ解雇セシムコトハ約束スベキ性質ノモノニアラズ但僅ニ解雇セシムコトハ勿論ナリ
- 二、男女一樣ニ懸念六ヶ月保証セル當用貸金制度ノヨリ採用スルコトハ容認シ難シ
- 三、規定ノ追加割合ヲ増額追理由ノ如何ヲ問ハズ一律ニ支給スルコトハ容認シ難シ
- 四、公傷ニヨリ不具名ハ從來全額出來シダケ解雇セサル方針ナリ
- 五、各種料ヲ職員一分高級職員ト全權百二十四トスルコトハ容認シ難シ
- 六、各種後保證スル賃金ノ計算期間ヲ特ニ工人ノ收入ノ多寡シ昨年三月ヨリ八月ナニ限ルコトハ空設シ難シ
- 七、仕事ノ性質、體格及種類ニ應クテ定ムル仕事給フ廢止スルコトハ容認シ難シ
- 八、總テノ工人ニ年二回毎五箇以上ノ昇給ヲナスコトハ空設シ難シ
- 九、會社ノ營業成績ノ如何ヲ問ハズ半期毎ニ四十四以上ノ賞與ヲ支給スルコトハ容認シ難シ
- 一〇、自務工具ノ修繕ハ會社ニ於テ之ヲナスコトハスベシ
- 一一、毎月五日間婦人の生理休暇ヲ認メ之ニ對シ賃金ヲ支給スルコトハ容認シ難シ
- 一二、登録ノ時期ハ未定ナリ、但日下ノ歲四月ヨリ開始スル見込ナレドモ職場ニヨリ異ナルヲ以テ確定次第出來シ丈ヶ速ニ發表スベシ
- 一三、從業中の給料ハ支給シ難シ
- 一四、歸休制度（仕事ノナキモノ）隔日給全額ヲ支給スル制度ノ廢止ハ容認シ難シ
- 一五、今回ノ事務ニ付懸性者ヲ出ササル事ハ理メ約束シ難シ
- 一六、相當ノ理由ナクシテ請負單價ノ引下ヲナスコトナシ

事情右の如く今回の事は何等具体的の交渉を目的としたるものに無之爭議を爲さんが爲めに形式的に嘆願書を提出したるものに過ぎずこそ被存候此の如き從業員の行為に對しては弊所は事業經營者として何等の責任を負ふことを能はざるのみならず斯の如きは労資間の正常なる關係を誤り産業を不安ならしむるものこ信じ努めて慎重の態度を持し嚴正なる方針の下に臨機の處置を講じ一日も早く圓満なる解決を告げんことを冀して已まざる處に有之候幸に弊所の苦衷を諒させられ此上ごも御援助を賜はり候様偏に奉願上候

先は右得貴意度如此御座候

敬具

昭和六年二月十四日